

れいわ ねんど しょうがいしゃ たいしよう やまぐちけんかい ねんど
令和8年度 障害者を対象とした山口県会計年度
にんようしょくいん とうろくしけんじゅけんあんない
任用職員(パートタイム)登録試験受験案内

- やまぐちけん やまぐちけんない しょうがいしゃ こよう しょうがいしゃ たいしよう
山口県では、山口県内の障害者の雇用をすすめるため、障害者を対象と
かいけいねんどにんようしょくいん ぼしゅう
した会計年度任用職員(パートタイム)を募集します。

◆ にんようきかん さいようよていにんずう はたら ばしょ しごと ないよう
任用期間、採用予定人数、働く場所、仕事の内容

にんようきかん 任用期間	れいわ ねん (2026年) 4月 1日から れいわ ねん (2027年) 3月 31日まで (ただし、再び任用されることで、最大2年間働くことができます)
にんようよていにんずう 任用予定人数	めいていど 15名程度
はたら ばしょ 働く場所	やまぐちけんちょう やまぐちしたきまち 山口県庁 (山口市滝町1-1)
しごと ないよう 仕事の内容 (事務補助)	ぶんしょ はつそう しりょう さくせい にゅうりょく ・文書の発送、コピー、資料の作成、データ入力 こししわ しりょうせいり たじむほじょぜんばん ・古紙仕分け、資料整理、その他の事務補助全般 ■■県庁内各課の事務補助業務を集めて、一人ひとりの適性に応じて支援 しょくいん しえん はたら 職員の支援のもと、きらめきワークセンターで働きます。 ■■

◆ きんむじょうけんとう
勤務条件等

ほうしゅう 報酬	げつがく えん 月額 160,770円程度 ※ 別途、期末・勤勉手当、通勤手当を支給します。		
はたら にっしゅう 働く日数	つき にちきんむ 月のうち17日勤務	しうきかん 試用期間	あり (1か月)
はたら じかん 働く時間	じ ふん 8時30分から17時15分		
ふくり 福利	けんこうほけん こうせいねんきん こようほけん こうむさいがいたいしょう 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害対象		

◆ 受験資格 (試験を受けられる人)

障害の区分ごとに、(1)(2)の両方に当てはまる人が試験を受けられます。

	ちてき しょうがいしや 知的障害者	せいしん しょうがいしや 精神障害者・発達障害者	しんたい しょうがいしや 身体障害者
(1)	りょういくてちょう も ひと 療育手帳を持っている人 また 又は 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」に基づく 知的障害者判定機関により 知的障害者である旨の証明書 も ひと を持っている人	せいしん しょうがいしや ほけん ふくしてちょう 精神障害者 保健福祉手帳 も ひと を持っている人 また 又は はったつしょうがいしやしえんほう もと 「発達障害者支援法」に基づく しおがい むね づく発達障害である旨の しんだんしょ も 診断書を持っている人	しんたい しょうがいしや てちょう 身体障害者 手帳 も ひと を持っている人
(2)	きらめきワークセンターでの任用が終わった後でも、民間企業等で働くことを めざし、続けて働く気持ちがある人	にんよう おあと みんかんきぎょうとう はたら ひと	

◆ 受験の申込、試験の日時 (日にちと時間) 、会場 (場所)

1 受験の申込

(1) この受験案内についている「令和8年度障害者を対象とした山口県会計年度任用職員 (パートタイム) 登録試験申込書」を書いてください。
書いた申込書を申込先に直接持っていくか、郵便で送る、またはインターネット (やまぐち電子申請サービス) にアップロードしてください。

※申込書は山口県教育委員会のホームページからもダウンロードできます

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/331154.html>

※やまぐち電子申請サービスは下記URLから行ってください

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/33/16118.html>

(2) 申込先は、次のとおりです。

ちょくせつ も 直接持っていく場合	ばあい やまぐちけんきょういくちようきよういくせいさくかそうむかんりはん けんちようほんかんとう かい 山口県教育庁教育政策課総務管理班 (県庁本館棟14階)
ゆうびん おく 郵便で送る場合	ばあい やまぐちけんきょういくちようきよういくせいさくかそうむかんりはん 山口県教育庁教育政策課総務管理班 ゆうびんばんごう やまぐちしたきまち 郵便番号 753-8501 山口市滝町1-1

※郵便で送る場合は、封筒の表に「申込書在中」と赤い字で書いてください

(3) 受験のお知らせはしません。

試験の日に次の(1)と(2)を持って直接山口県庁厚生棟入口に来てください。

	知的障害者	精神障害者・発達障害者	身体障害者
(1)	・療育手帳 又は ・知的障害者判定機関による知的障害者である旨の証明書	・精神障害者保健福祉手帳 又は ・発達障害である旨の診断書	・身体障害者手帳
(2)	筆記用具(鉛筆又はシャープペンシルと消しゴム、ボールペン)		

申込書の受付期間 令和7年12月26日(金)

～令和8年1月26日(月)

※ 申込書を県庁に直接持ってくる場合は、土曜日、日曜日、祝日及び

12月29日から1月3日までの期間を除く午前8時30分から午後5時15分

の間に持ってきてください。

※ 申込書を郵便で送る場合は、受付期間の最後の日(令和8年1月26日)まで

の郵便局の消印(スタンプ)のあるものを受け付けます。

ただし、締切り日直前に郵便で送るときはなるべく速達で送ってください。

2 試験の日時、試験会場(試験をする場所)、受付場所

試験の日

令和8年2月14日(土)

時間:受付をする時間 8時30分から8時50分まで(※)

試験を始める時間 9時00分から(※)

※時間は変わることがあります。注意を読んでください

場所:受付場所 山口県庁厚生棟入口

試験会場 山口県庁

！注意！

- ※ 試験を受ける人が多いときは、試験を始める時間を9時00分ではなく、別の時間に変えることがあります。（午後になるかもしれません）
- ※ 試験を始める時間が変わることには、受付をする時間と、試験を始める時間を文書か電話でお知らせします。
- 何もお知らせがなかった人は、8時50分までに受付場所に来てください。

◆ 試験の方法、内容

区分	内容
実技試験	郵便物の封入・封かん、書類整理、パソコン入力。
口述試験	一人ひとり面接を行います。

※試験において一定の基準に満たない場合は不合格となります。

◆ 合格者の発表

県のホームページと県庁（本庁舎）の掲示板に合格者の受験番号を発表します。
また、合格者に対しては、文書でお知らせします。

発表日 令和8年2月27日（金）

◆ 合格から任用まで

①試験の合格者を任用候補者として成績順に名簿に登録します。

②3月上旬に教育政策課から、任用期間等の勤務条件を伝えるため、任用候補者本人に連絡をします。令和8年4月1日以降に任用します。

※欠員等の状況によっては、登録者全員が任用されない場合もあります

※名簿の有効期間は、令和9年3月31日までです

※4月1日からの勤務が困難で、年度途中からの勤務を希望する場合は、下記問い合わせ先に連絡をしてください

この試験に関する問合せ先

山口県教育庁教育政策課総務管理班

〒753-8501 山口市滝町1-1 電話（083）933-4521